

共通特記仕様書 (R2. 1. 1 以降に入札公告を行う工事より適用)

○この共通特記仕様書は、全ての工事に適用します。

<目次>

第1	建設副産物について	2
第2	足場工について	2
第3	深礎杭内部での作業について (深礎杭を施工する工事)	2
第4	かご工等に使用する中詰め材 (ぐり石) 等について (ぐり石を使用する工事)	2
第5	工事現場における標示板 (工事看板等) について	2
第6	監督員から明らかに不合理な指示があった場合等の対応について	2
第7	県内開発建設技術の優先使用について	3
第8	労働基準監督署から書面による指導を受けた場合の対応について	3
第9	自治会等への説明について	4

第1 建設副産物について

(土木工事共通仕様書 (P 1 - 1 3 1 - 1 - 1 - 1 8 4 ~ 6) 補助説明)

建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出量の大小及び有無にかかわらず、請負代金額が 100 万円以上の全ての工事を対象とする。

第2 足場工について

- 1 受注者は、足場の施工にあたっては、「手すり先行工法に関するガイドライン (厚生労働省・平成 2 1 年 4 月)」に基づき、足場からの墜落事故防止に努めるものとする。

第3 深礎杭内部での作業について

(平成 1 8 年 8 月 2 5 日付け技第 5 9 6 号「県土整備部建設工事事務調査委員会の調査結果について」で通知)

- 1 受注者は、当該工事の深礎杭内部ではエンジン付き排水ポンプの使用を禁止する。
- 2 受注者は、深礎杭内部で内燃機関を有する機械を使用する場合は、杭の深さに関係なく換気設備 (安全施設) を必ず設置する。

第4 かご工等に使用する中詰め材 (ぐり石) 等について

(平成 1 9 年 3 月 1 3 日付け技第 1 3 0 2 号で通知)

- 1 かご工等に使用する石は、原則として天然石とし、割ぐり石を使用する場合は [JIS A 5006 (割ぐり石)] の規格に適合した石でなければならない。ただし、原石は、花こう岩類、安山岩類、砂岩類、凝灰岩類、石灰岩類、けい岩類とする。
また、かご工等に使用する石は、扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で、風化凍壊の恐れのないものでなければならない。

第5 工事現場における標示板 (工事看板等) について

(平成 2 6 年 6 月 1 7 日付け技第 4 1 6 号「木製工事看板の利用促進について」で通知)

- 1 受注者は、工事現場における標示板 (工事看板等) については、木材を利用した製品の使用に努めること。
- 2 使用する木材は、県内の森林から産出され、県内で加工されたものを原則とする。

第6 監督員から明らかに不合理な指示があった場合等の対応について

工事の施工にあたり、監督員から手続きを逸脱した指示を受けた場合や受注者からの質問に対する監督員の回答が遅い場合等は、当該監督員が所属する発注機関の事務及び技術の副部長等が受注者の相談窓口となる。

第7 県内開発建設技術の優先使用について

1. 一般事項

工事に使用する製品・工法は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、和歌山県土木工事共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した場合はこの限りではない。

なお、上記の条件を満たすものが県内開発建設技術で確保できる場合は、その優先使用に努めるものとする。

ここでいう県内開発建設技術とは、「県内開発建設技術登録制度実施要綱」及び「県内開発建設技術登録制度運用細目」に基づき登録されたものをいう。

2. 調達

受注者は、製品・工法の調達に際し、県内開発建設技術の優先使用に努めなければならない。

3. 県内開発建設技術の定義

県内に主たる事務所を置く企業、組合等で開発した建設工事に係る製品・工法をいう。

具体的には、次のいずれかの公的機関等で登録又は証明されたものとする。

- 1) 国土交通省のNETIS（新技術情報提供システム）に登録された製品・工法（過去に、NETISに登録されたものを含む）
- 2) 特許権・実用新案権取得済みの製品・工法
- 3) 法令等により定められた技術基準を満たすものとして（一財）土木研究センター等の技術審査証明実施機関により証明された製品・工法
- 4) 和歌山県の先駆的産業技術研究開発支援事業を活用して開発された製品・工法

4. 協議

受注者は、県内開発建設技術を使用する場合、事前に協議書（工事打合簿等）を発注者へ提出し、発注者の承諾を得て使用する。

ただし、県内開発建設技術を使用しても、設計変更（増額変更）の対象としない。

第8 労働基準監督署から書面による指導を受けた場合の対応について

労働基準監督署から是正勧告等の書面による指導を受けた場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。

第9 自治会等への説明について

- (1) 工事着手時における自治会等に対する説明が必要な場合は発注者のみで行うため、監督員の求めがあった場合、着手時期や施工順序などの必要な情報を提供すること。
- (2) 受注者は、自治会等に対して工事の施工を前提とした金品の提供を行わないこと。ここでいう工事の施工を前提とした金品の提供は、当該地区で工事を施工するという理由で行う寄付や協力金等の提供であり自治会等からの要請の有無を問わない。ただし、毎年祭り等へ受注者が実施している寄付や、工事箇所付近に近接する住民等に儀礼の品を配布することを対象としない。
- (3) 上記(1)、(2)に関して、発注機関の事務職及び技術職の副部長等が受注者の相談窓口となるので、疑義が生じたときは事前に相談すること。